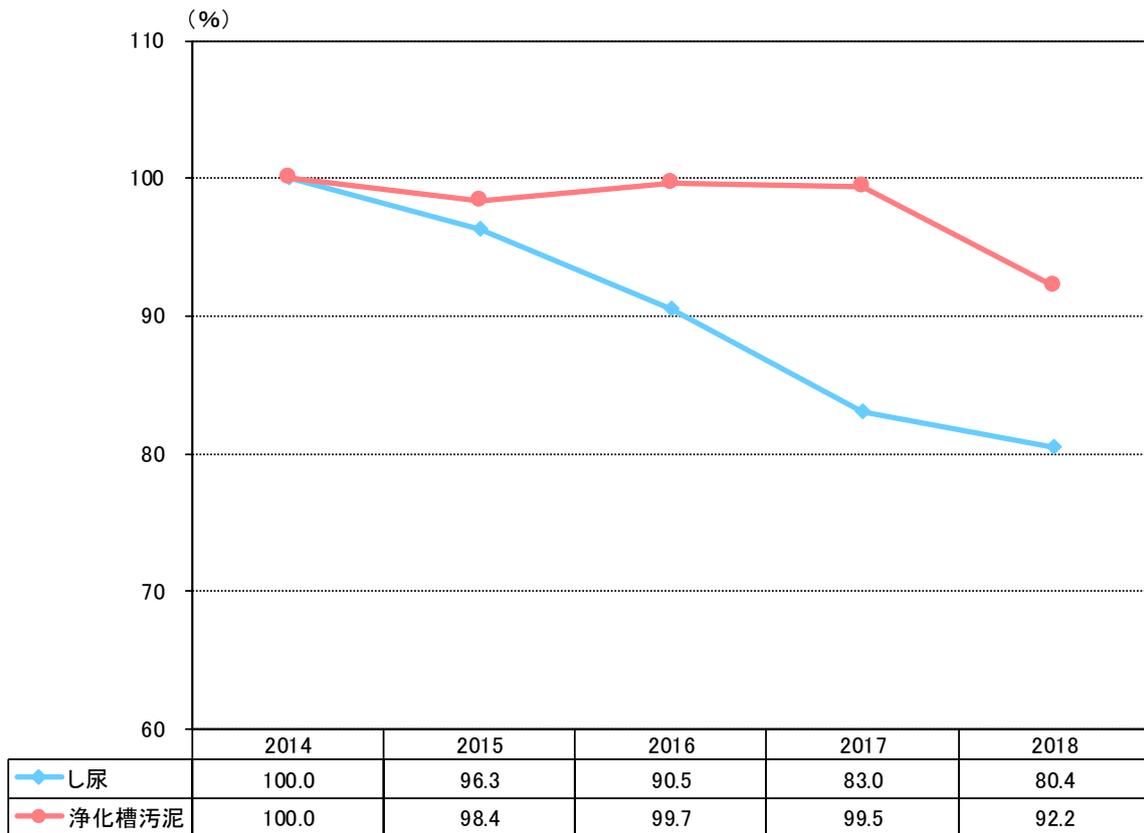


◆図表 5.3.12 し尿及び浄化槽汚泥排出量の経年変化（2014年度を100とした場合）



◆図表 5.3.13 し尿及び浄化槽汚泥排出量の割合

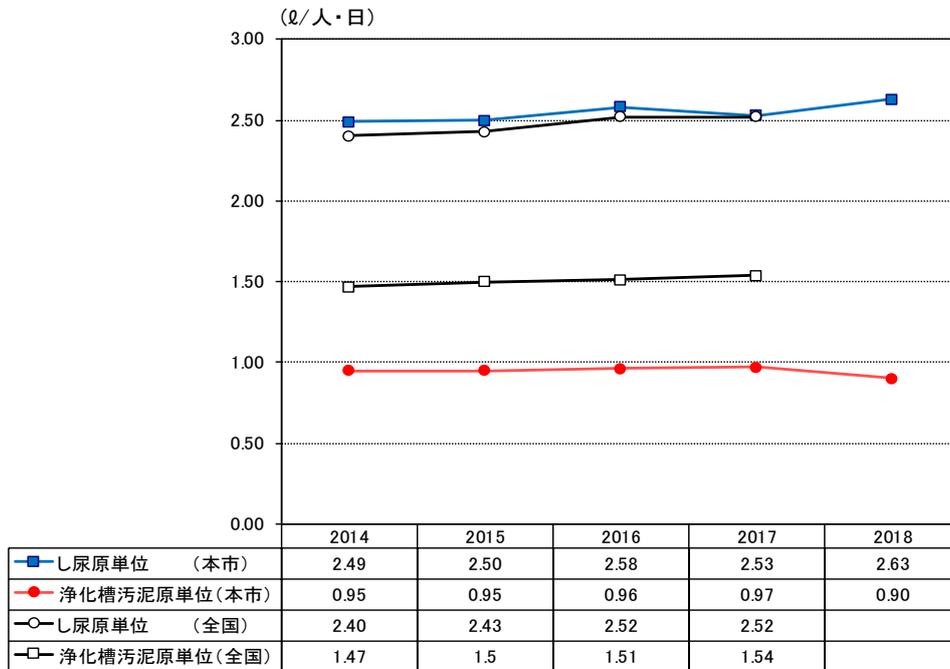


(4) し尿及び浄化槽汚泥の排出原単位の推移

し尿の原単位は 2.49～2.63 ℓ/人・日、浄化槽汚泥の原単位は 0.90～0.97 ℓ/人・日の間で年々変動しています。

なお、本市の排出原単位は、全国平均と比較するとし尿は高く、浄化槽汚泥は低い値となっています。

◆図表 5.3.14 処理対象物の排出原単位の推移



【全国の排出原単位標準値】

◎し尿排出原単位

年 度	し尿収集量 (kℓ)	くみ取便槽人口 (人)	排出原単位 (ℓ/人・日)
2014 年度実績	6,864,465	7,726,961	2.43
2015 年度実績	6,633,834	7,196,741	2.53
2016 年度実績	6,324,548	6,870,737	2.52
2017 年度実績	6,048,804	6,528,065	2.54
平均	—	—	2.43

※ 環境省「一般廃棄物処理実態調査結果」(し尿収集量、くみ取便槽人口)より排出原単位を算出

◎合併・単独処理浄化槽排出原単位

	排出原単位(ℓ/人・日)			
	最小値	平均値	最大値	標準偏差
合併処理浄化槽	1.92	2.61	3.09	0.298
単独処理浄化槽	0.61	1.11	1.59	0.221

資料：「し尿処理施設から汚泥再生処理センターへのリニューアルの手引書」より

### 3 し尿及び浄化槽汚泥の収集・運搬に関する状況

本市で排出されるし尿及び浄化槽汚泥の収集・運搬に関する状況は、図表 5.3.15 に示すとおりです。

なお、し尿の処分にかかる手数料は、いちき串木野市を含む、西薩衛生処理組合区域内全域で、83 円/ℓ となっています。

◆図表 5.3.15 し尿及び浄化槽汚泥の収集・運搬に関する状況

項目	し尿	浄化槽汚泥
収集区域	いちき串木野市行政区域内全域	
収集方法	戸別収集	戸別収集
収集頻度	随時	随時
収集費用	83 円/ℓ	
収集体制	直営	委託：1 業者
収集車両	バキューム車 (3.0t) : 3 台	バキューム車 (3.7t) : 2 台

※ 2019年3月末

### 4 中間処理の状況

本市より排出されるし尿及び浄化槽汚泥は、「串木野衛生センター」で処理を行っています。

なお、衛生センターの処理工程で発生するし渣は串木野衛生センター内で焼却処理し、焼却残渣はいちき串木野市最終処分場で埋立処理を行っており、汚泥は外部に搬出し、民間業者に処理を委託しています。

(1) し尿処理施設の概要

串木野衛生センターの概要を下表に示します。

◆図表 5.3.16 串木野衛生センターの概要

施設名	串木野衛生センター		
施設所管	いちき串木野市		
施設所在地	〒096-0057 鹿児島県いちき串木野市海瀬410番地1		
計画処理能力	58kℓ/日（し尿：33kℓ/日、浄化槽汚泥：25kℓ/日）		
建設経過	着工	平成9年8月	設計施工：三菱重工業株式会社
	竣工	平成11年3月	
処理方式	膜分離高負荷生物脱窒素処理方式+高度処理		
プロセス用水	上水		
放流先	八房川		

◆図表 5.3.17 串木野衛生センター位置図



資料：Google Map

## (2) 処理の概要

- ア 本市行政区域内全域で発生する処理対象物を処理しています。
- イ 漁業集落排水処理施設汚泥の受け入れを行っています。
- ウ 串木野衛生センターの水処理工程において、受入・貯留工程は2系列で、前処理（きょう雑物除去工程）及び1次処理設備それ以降の消毒・放流工程まで及び汚泥処理工程は1系列で処理を行っています。
- エ 処理過程で発生するし渣は、戸崎地区漁業集落排水処理施設で発生するし渣とともに、脱水と乾燥焼却を行い、処理しています。
- オ 処理過程で発生する汚泥は、民間業者に処理委託しています。

## (3) し尿等搬入実績

串木野衛生センターのし尿等搬入実績は、表 5.3.18 に示すとおりです。

し尿の搬入量は、経年的に減少傾向を示し、2018 年度実績では、365 日平均：8.0kℓ/日となっています。

浄化槽汚泥の搬入量は、多少増減はあるものの 365 日平均：24kℓ/日前後で推移しており、2018 年度実績では、365 日平均：23.4kℓ/日となっています。

総搬入量は、経年的に減少傾向を示し、2018 年度実績では、365 日平均：31.4kℓ/日で、計画処理能力 58kℓ/日に対して、54.1%の搬入率となっています。

◆図表 5.3.18 搬入量実績

項 目	単位	年 度					最大	最小	
		2014	2015	2016	2017	2018			
搬入量	し尿	kℓ/年	3,623.24	3,487.81	3,273.71	3,007.19	2,914.34	3,623.24	2,914.34
	浄化槽汚泥		8,921.46	8,758.86	8,856.53	8,760.06	8,539.34	8,921.46	8,539.34
	総搬入量		12,544.70	12,246.67	12,130.24	11,767.25	11,453.68	12,544.70	11,453.68
搬入日数	し尿	日/年	250	248	246	249	247	250	246
	浄化槽汚泥		250	250	244	244	244	250	244
搬入日平均	し尿	kℓ/日	14.5	14.1	13.3	12.1	11.8	14.5	11.8
	浄化槽汚泥		35.7	35.0	36.3	35.9	35.0	36.3	35.0
	総搬入量		50.2	49.1	49.6	48.0	46.8	50.2	46.8
365日平均	し尿	kℓ/日	9.9	9.5	9.0	8.2	8.0	9.9	8.0
	浄化槽汚泥		24.4	23.9	24.3	24.0	23.4	24.4	23.4
	総搬入量		34.3	33.4	33.3	32.2	31.4	34.3	31.4
搬入率	し尿	%	30.0	28.8	27.3	24.8	24.2	30.0	24.2
	浄化槽汚泥		97.6	95.6	97.2	96.0	93.6	97.6	93.6
	総搬入量		59.1	57.6	57.4	55.5	54.1	59.1	54.1
浄化槽汚泥混入率		%	71.1	71.6	73.0	74.5	74.5	74.5	71.1
経年指数	し尿	%	100.0	96.3	90.4	83.0	80.4	100.0	80.4
	浄化槽汚泥		100.0	98.2	99.3	98.2	95.7	100.0	95.7
	総搬入量		100.0	97.6	96.7	93.8	91.3	100.0	91.3
変動係数	月最大	-	1.13	1.13	1.19	1.20	1.11	1.20	1.11
	月最小	-	0.85	0.83	0.81	0.81	0.76	0.85	0.76

※1 2015年度の365日平均は、366日で除した値である。

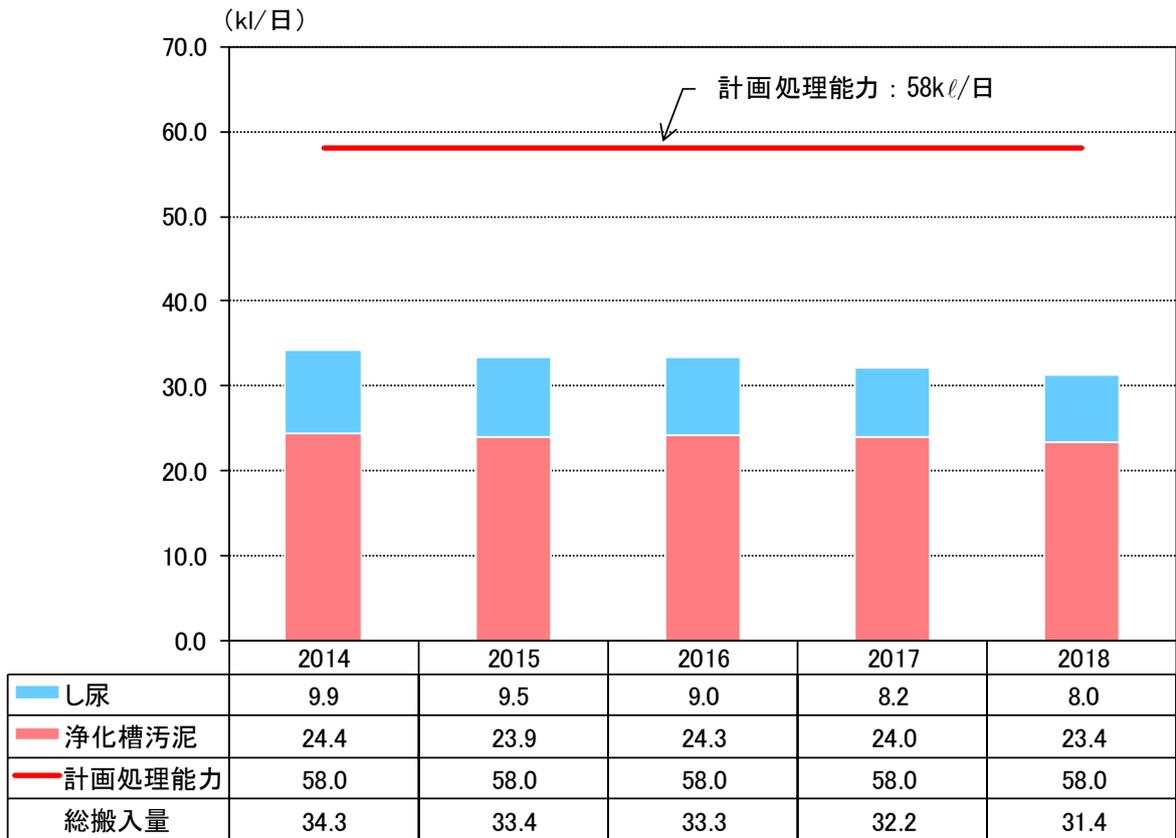
※2 搬入率は、し尿 33.0kℓ/日、浄化槽汚泥 25.0kℓ/日、総搬入量 58.0kℓ/日でそれぞれ算出した。

※3 経年指数は2014年度を100とした場合の値である。

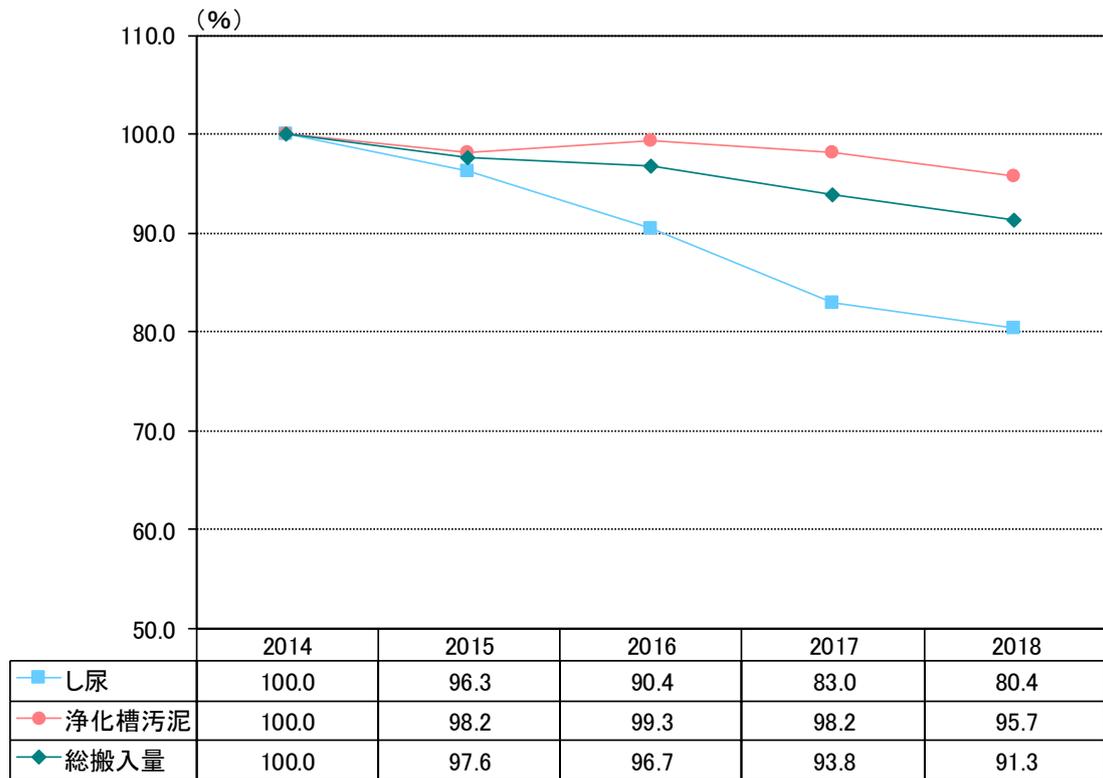
※4 浄化槽汚泥混入率は、総搬入量に対する浄化槽汚泥搬入量の割合である。

※5 月変動係数は、年間の各月の1日平均搬入量と年間1日平均搬入量との比である。

◆図表 5.3.19 日平均搬入量の推移



◆図表 5.3.20 搬入量の経年変化 (2014年度を100とした場合)



## 5-4 水域環境の状況、水質保全に関する状況

### 1 河川水質検査

本市では河川の水質検査を年1回実施しています。図表 5.4.1 に 2009～2018 年度までの調査結果を示します。

近年、河川水質は公共下水道などの整備や浄化槽の設置などの取組により改善されてきています。

しかし、水質汚濁の指標の一つである BOD の値が、A 類型河川の大里川で基準値（2mg/ℓ）を上回る年度があったことから、今後も下水道事業等の水質を守る取組を継続していくことが重要となっています。

◆図表 5.4.1 河川水質試験結果

河川名称	河川類型	pH	BOD mg/ℓ	COD mg/ℓ	SS mg/ℓ	DO MPN/100mℓ	MPN mg/ℓ	T-N mg/ℓ	Cl mg/ℓ
五反田川									
上流	B	7.1 ~ 8.1	0.5 < ~ 0.8	1.1 ~ 3.0	1 < ~ 3	8 ~ 12	490 ~ 240,000	0.24 ~ 1,400	- ~ -
中流		7.2 ~ 7.7	0.5 < ~ 0.9	1.3 ~ 3.4	1 < ~ 6	8 ~ 13	170 ~ 92,000	0.3 ~ 1,300	- ~ -
下流	A	7.4 ~ 8.2	0.5 < ~ 1.6	0.5 < ~ 4.0	2 ~ 19	7 ~ 12	17 ~ 350,000	0.37 ~ 1,400	1900 ~ 19,000
平身川		7.3 ~ 8.7	0.5 < ~ 1.7	1.5 ~ 4.5	1 < ~ 6	6 ~ 12	2,300 ~ 170,000	0.1 ~ 1,900	- ~ -
酔之尾川		7.1 ~ 7.7	0.5 < ~ 3.4	2.3 ~ 4.7	1 < ~ 10	7 ~ 12	4,900 ~ 350,000	1.7 ~ 4,400	- ~ -
大六野川		7.1 ~ 7.9	0.5 < ~ 1.4	1.5 ~ 3.5	1 < ~ 3	6 ~ 12	780 ~ 920,000	0.49 ~ 2,100	- ~ -
オコン川		7.3 ~ 8.8	0.5 < ~ 1.5	1.8 ~ 5.1	1 < ~ 12	5 ~ 15	780 ~ 920,000	0.23 ~ 1,600	- ~ -
金山川		7.8 ~ 8.3	0.5 < ~ 0.9	0.7 ~ 24.0	1 ~ 15	8 ~ 13	2,500 ~ 160,000	0.47 ~ 1,400	- ~ -
荒川川		7.4 ~ 8.3	0.5 < ~ 1.1	1.2 ~ 3.0	1 < ~ 3	1 ~ 14	230 ~ 220,000	0.21 ~ 1,500	17 ~ 11,000
八房川									
八房橋下	A	7.2 ~ 8.1	0.5 < ~ 1.3	1.2 ~ 3.7	1 ~ 6	7 ~ 12	49 ~ 22,000	0.27 ~ 1,600	200 ~ 14,000
市来ダム		7.2 ~ 7.8	0.5 < ~ 1.5	0.9 ~ 3.2	1 < ~ 6	7 ~ 13	78 ~ 16,000	0.31 ~ 1,300	- ~ -
中組井堰		7.1 ~ 8.1	0.5 < ~ 1.4	1.2 ~ 3.7	1 < ~ 6	7 ~ 13	680 ~ 160,000	0.39 ~ 1,300	- ~ -
尻寒川		7.1 ~ 7.9	1.4 ~ 9.9	3.9 ~ 10.0	2 ~ 17	4 ~ 10	17,000 ~ 1,100,000	2.9 ~ 10,000	200 ~ 5,300
硯川		7.2 ~ 7.9	1 ~ 190.0	5.5 ~ 320.0	2 ~ 22	2 ~ 11	7,900 ~ 5,400,000	1.7 ~ 9,000	- ~ -
流川		4.6 ~ 8.4	0.5 < ~ 6.4	1.7 ~ 6.1	1 < ~ 4	4 ~ 11	1,700 ~ 220,000	2 ~ 3,400	19 ~ 81
塩田川		7.6 ~ 8.8	0.5 < ~ 4.2	1.5 ~ 34.0	1 ~ 9	5 ~ 23	2,200 ~ 350,000	0.26 ~ 1,500	130 ~ 17,000
大里川									
宇都井堰	A	7.1 ~ 75.0	0.5 < ~ 1.8	1.6 ~ 3.4	1 ~ 10	7 ~ 11	2,600 ~ 160,000	1 ~ 2,300	- ~ -
中福良橋		7.0 ~ 7.7	0.5 < ~ 2.2	1.6 ~ 4.4	1 ~ 9	7 ~ 11	3,300 ~ 54,000	1.1 ~ 2,200	- ~ -
石瀬橋		7.0 ~ 7.7	0.5 < ~ 3.3	1.9 ~ 5.3	1 ~ 8	6 ~ 11	7,000 ~ 540,000	1 ~ 2,100	- ~ 4,000
重信川									
大里水源		7.0 ~ 7.6	0.5 < ~ 1.0	1.9 ~ 4.5	1 < ~ 5	5 ~ 13	200 ~ 35,000	0.29 ~ 1,300	- ~ -
大里橋		7.0 ~ 7.5	0.5 < ~ 2.5	2.8 ~ 6.2	3 ~ 18	4 ~ 10	3,300 ~ 240,000	1 ~ 4,100	- ~ -
排水路・調整池		6.3 ~ 8.2	5.3 ~ 180.0	7.9 ~ 100.0	2 ~ 94	2 ~ 12	11,000 ~ 130,000,000	2.1 ~ 11,000	- ~ -
基準値	河川A類型	6.5~8.5	2以下		25以下	7.5以上	1,000以下		
	河川B類型	6.5~8.5	3以下		25以下	5以上	5,000以下		
	河川C類型	6.5~8.5	5以下		50以下	5以上	-		
	河川D類型	6.0~8.5	8以下		100以下	2以上	-		

### 2 水質汚濁防止法（排水基準）

水質汚濁防止法（昭和 45 年 12 月 25 日 法律第 138 号）では、第 2 条の規定に基づいて特定施設が定められ、第 3 条の規定により排水基準が定められています。水質汚濁防止法による有害物質、生活環境項目に係る排出基準は次のとおりとなります。

◆図表 5.4.2 有害物質項目

有害物質の種類	許容限度
カドミウム及びその化合物	0.03 mg/l以下
シアン化合物	1 mg/l以下
有機りん化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。）	1 mg/l以下
鉛及びその化合物	0.1 mg/l以下
六価クロム化合物	0.5 mg/l以下
ひ素及びその化合物	0.1 mg/l以下
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005 mg/l以下
アルキル水銀化合物	検出されないこと
PCB	0.003 mg/l以下
トリクロロエチレン	0.1 mg/l以下
テトラクロロエチレン	0.1 mg/l以下
ジクロロメタン	0.2 mg/l以下
四塩化炭素	0.02 mg/l以下
1,2-ジクロロエタン	0.04 mg/l以下
1,1-ジクロロエチレン	1 mg/l以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4 mg/l以下
1,1,1-トリクロロエタン	3 mg/l以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.06 mg/l以下
1,3-ジクロロプロペン	0.02 mg/l以下
チウラム	0.06 mg/l以下
シマジン	0.03 mg/l以下
チオベンカルブ	0.2 mg/l以下
ベンゼン	0.1 mg/l以下
セレン及びその化合物	0.1 mg/l以下
1,4-ジオキサン	0.5 mg/l以下

◆図表 5.4.2 有害物質項目

有害物質の種類	許容限度
ほう素及び その化合物	海域以外の公共用水域に排出されるもの 10mg/ℓ (ほう素として) 海域に排出されるもの 230mg/ℓ (ほう素として)
ふっ素及び その化合物	海域以外の公共用水域に排出されるもの 8mg/ℓ (ふっ素として) 海域に排出されるもの 15mg/ℓ (ふっ素として)
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	100mg/ℓ (アンモニア性窒素に 0.4 を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量として)

※1 「検出されないこと」とは、環境大臣が定める方法による定量限界を下回ることをいう。

※2 ひ素及びその化合物についての排水基準は、温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排水については、当分の間、適用しない。

◆図表 5.4.3 環境項目

種 類	単 位	許 容 限 度
水素イオン濃度 (pH)	—	5.8～8.6 (海域以外の水域) 5.0～9.0 (海域)
生物学的酸素要求量 (BOD)	mg/ℓ	160 (日間平均120)
化学的酸素要求量 (COD)	mg/ℓ	160 (日間平均120)
浮遊物質 (SS)	mg/ℓ	200 (日間平均150)
ノルマルヘキサン抽出物質含有量	mg/ℓ	5 (鉱油類含有量)
		30 (動植物油脂類含有量)
フェノール類含有量	mg/ℓ	5
銅含有量	mg/ℓ	3
亜鉛含有量	mg/ℓ	2
溶解性鉄含有量	mg/ℓ	10
溶解性マンガン含有量	mg/ℓ	10
クロム含有量	mg/ℓ	2
大腸菌群数	個/cm <sup>3</sup>	日間平均 3,000
窒素含有量	mg/ℓ	120 (日間平均 60)
りん含有量	mg/ℓ	16 (日間平均 8)

※1 「日間平均」による許容限度は、1日の排水の平均的な汚染状態について定めたものである。

※2 この表に掲げる排水基準は、1日当たりの平均的な排水の量が50m<sup>3</sup>以上である工場又は事業場に係る排水について適用する。

### 3 環境基準

水質汚濁に係る環境基準については、環境基本法に基づき「人の健康の保護に関する基準」として 27 物質について、下表に示す基準値が全国の公共用水域に対し一律に定められています。

◆図表 5.4.4 健康の保護に関する環境基準

項 目	基 準 値
カドミウム	0.003 mg/ℓ 以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01 mg/ℓ 以下
六価クロム	0.05 mg/ℓ 以下
ひ素	0.01 mg/ℓ 以下
総水銀	0.0005 mg/ℓ 以下
アルキル水銀	検出されないこと
P C B	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02 mg/ℓ 以下
四塩化炭素	0.002 mg/ℓ 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/ℓ 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/ℓ 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/ℓ 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/ℓ 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/ℓ 以下
トリクロロエチレン	0.03 mg/ℓ 以下
テトラクロロエチレン	0.01 mg/ℓ 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/ℓ 以下
チウラム	0.006 mg/ℓ 以下
シマジン	0.003 mg/ℓ 以下
チオベンカルブ	0.02 mg/ℓ 以下
ベンゼン	0.01 mg/ℓ 以下
セレン	0.01 mg/ℓ 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/ℓ 以下
ふっ素	0.8 mg/ℓ 以下
ほう素	1 mg/ℓ 以下
1,4-ジオキサン	0.05 mg/ℓ 以下

※1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

※2 「検出されないこと」とは、定められた方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。生活環境の保全に関する環境基準について同じ。

※3 ほう素、ふっ素の2項目については、海域には基準を適用しない。(海域において自然状態での濃度で環境基準値を既に超えており、その物質の存在がもともと海そのものの性状であるため。)

※4 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。

◆図表 5.4.5 環境の保全に関する環境基準（河川：湖沼を除く）

項目 類型	利用目的の 適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 pH	生物化学的 酸素要求量 BOD	浮遊物質 量 SS	溶存酸素量 DO	大腸菌 数
A A	水道1級、自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/ℓ 以下	25mg/ℓ 以下	7.5mg/ℓ 以上	50 MPN/100m ℓ以下
A	水道2級、水産1級、水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/ℓ 以下	25mg/ℓ 以下	7.5mg/ℓ 以上	1,000 MPN/100m ℓ以下
B	水道3級、水産2級及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/ℓ 以下	25mg/ℓ 以下	5mg/ℓ 以上	5,000 MPN/100m ℓ以下
C	水産3級、工業用水1級及びD以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/ℓ 以下	50mg/ℓ 以下	5mg/ℓ 以上	—
D	工業用水2級、農業用水及びEの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/ℓ 以下	100mg/ℓ 以下	2mg/ℓ 以上	—
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/ℓ 以下	ごみ等の浮遊 が認められな いこと	2mg/ℓ 以上	—

※1 基準値は、日間平均値とする（湖沼、海域もこれに準ずる）。

※2 農業用利水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/ℓ以上とする（湖沼もこれに準ずる）。

## 5-5 我が国における生活排水処理の現状

### 1 全国の生活排水処理形態別人口

我が国における処理形態別人口の推移は、図表 5.5.1 に示すように全国的な動向としては下水道による水洗化と合併処理浄化槽の整備が進む一方、単独処理浄化槽人口、し尿収集人口、自家処理人口が減少する傾向となっています。

また、浄化槽法の改正により、平成 13 年 4 月から単独処理浄化槽の新設ができないため、今後も単独処理浄化槽人口が減少すると考えられます。

我が国の下水道水洗化人口、合併処理浄化槽人口（コミュニティ・プラント人口及び集落排水処理人口含む）の合計を総人口で除した汚水衛生処理率は、2017 年度において 86.4% となっており、本市は 2018 年度実績で 76.5%（図表 5.5.2 より）と大きく下回っている状況にあります。

◆図表 5.5.1 全国の処理形態別人口の推移

項目	単位	年 度				
		2013	2014	2015	2016	2017
総人口	千人	128,394	128,181	128,039	127,924	127,718
水洗化人口	千人	120,065	120,372	120,772	120,991	121,123
①下水道人口	千人	92,886	93,685	94,463	95,056	95,703
②コミュニティ・プラント人口	千人	304	302	294	286	320
③浄化槽人口	千人	14,492	14,564	14,600	14,630	14,557
④単独処理浄化槽人口	千人	12,383	11,822	11,415	11,018	10,543
非水洗化人口	千人	8,329	7,810	7,267	6,933	6,596
⑤くみ取便槽人口	千人	8,242	7,727	7,197	6,871	6,528
⑥自家処理人口	千人	87	83	70	62	68
水洗化率	%	93.5	93.9	94.3	94.6	94.8
非水洗化率	%	6.5	6.1	5.7	5.4	5.2
公共下水道水洗化率	%	72.3	73.1	73.8	74.3	74.9
浄化槽水洗化率	%	20.9	20.6	20.3	20.0	19.7
うち合併処理	%	11.3	11.4	11.4	11.4	11.4

※1 「浄化槽人口」には、漁業集落排水施設人口が含まれる。

※2 「浄化槽水洗化率」は、コミュニティ・プラント人口を除いた数値で計算している。

※3 表中の水洗化率は「(①+②+③+④)÷総人口×100」で算出しています。

※4 表中の汚水衛生処理率は「(①+②+③)÷総人口×100」で算出しています。

資料：「日本の廃棄物処理 平成 29 年度版」(平成 31 (2019) 年 3 月)

◆図表 5.5.2 汚水衛生処理率の状況

区分	行政区域内人口 (人) A	公共下水道 処理人口 (人) B	農集集落排水 処理人口 (人) C	その他集合 処理人口 (人) D	合併処理浄化槽 処理人口 (人) E	合計 (人) B+C+D+E=F	汚水衛生 処理率 (%) F/A×100	下水道 処理率 (%) B/A×100
いちき串木野市	27,833	9,391	272	-	11,632	21,295	76.5	33.7
鹿児島県	1,655,883	643,091	3,149	33,660	574,039	1,253,939	75.7	38.8
全国	127,697,749	94,828,245	127,957	3,054,759	12,324,522	110,335,483	86.4	74.3

※1 「行政区域内人口」は住民基本台帳人口、「処理人口」は現在水洗便所設置済人口

※2 その他集合処理人口は、漁業集落排水施設、林業集落排水施設、簡易排水施設、小規模集合排水処理施設及びコミュニティ・プラントの処理人口である。

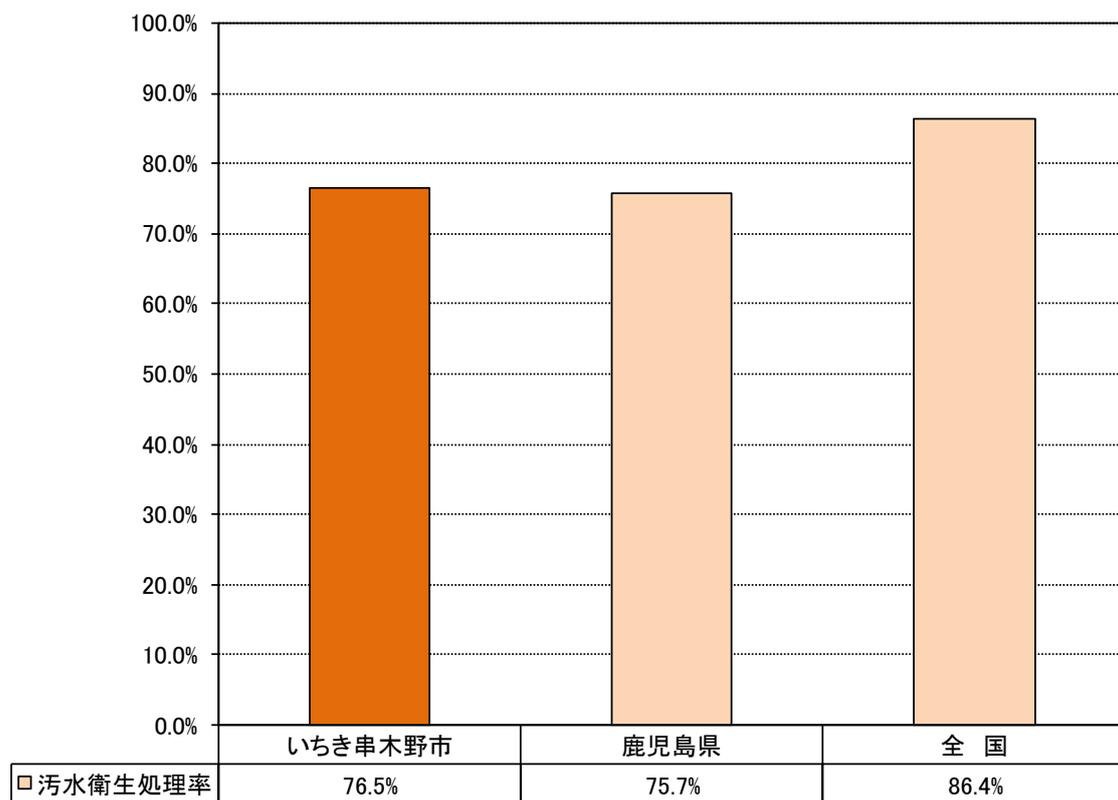
※3 いちき串木野市は 2018 年度実績、鹿児島県及び全国は 2014 年度実績

※4 汚水衛生処理率とは、下水道や合併処理浄化槽等によって生活排水を適正に処理している人口に対する総人口の占める割合である。

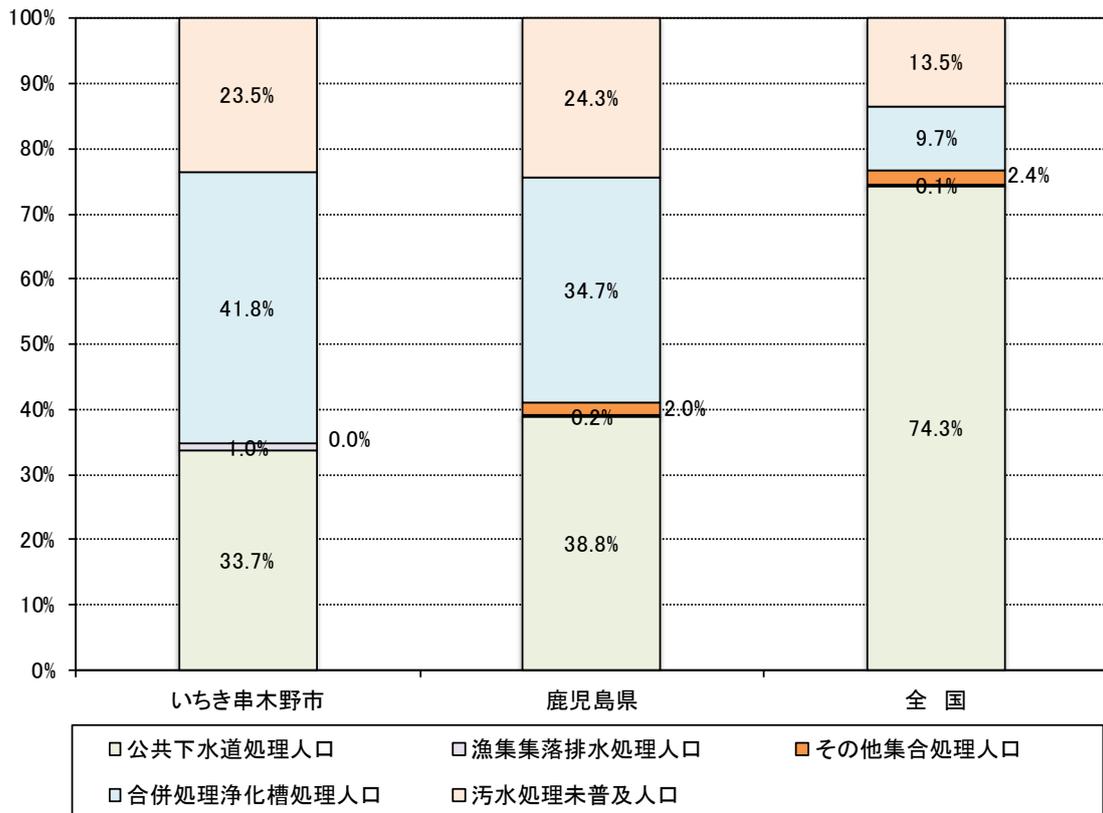
※5 汚水衛生処理率(%) = 生活排水処理人口 ÷ 総人口 (基本台帳人口 + 外国人登録人口)

資料：総務省HP [平成 29 年度 汚水衛生処理率] より

◆図表 5.5.3 汚水衛生処理率の比較



◆図表 5.5.4 全国のし尿処理形態別人口の推移



## 2 し尿及び浄化槽汚泥の排出状況

全国の処理人口及びし尿・浄化槽汚泥の排出状況の推移を、図表 5.5.5 に示します。

全国的な処理人口及びし尿・浄化槽汚泥の排出状況の推移は減少傾向となっています。

また、全国的なし尿及び浄化槽汚泥の排出割合は、2017 年度実績で、それぞれ 29.5%、70.5%と浄化槽汚泥の構成比が高くなっています。し尿くみ取便槽または単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への切り替えが進むことにより、浄化槽汚泥の割合がさらに高くなっていくことが予想されます。

一方、2018 年度の本市のし尿及び浄化槽汚泥の排出割合は 36.8%、63.2%（図表 5.3.13 より）となっており、全国的な傾向と同様に、浄化槽汚泥の排出割合の方が多くなっています。

なお、全国的な汚水衛生処理率の向上に当たっては、環境省、国土交通省、農林水産省の3省が策定した「持続可能な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアル（平成 26 年 1 月）」に基づいて、今後の生活排水処理施設整備の効率化を図るため、合併処理浄化槽、公共下水道、農業集落排水施設、漁業集落排水施設及び個別排水処理施設整備事業の建設費・維持管理費等について比較検討を行い、公共下水道だけでなく合併処理浄化槽や農業集落排水施設など、地域の特性に応じた最も有効な手法を選択するなどの検討が進められています。

◆図表 5.5.5 処理人口及びし尿・浄化槽汚泥の排出状況の全国推移

項目		単位	H25	H26	H27	H28	H29	
			2013	2014	2015	2016	2017	
処理人口	処理区域内人口	千人	35,421	34,415	33,506	32,805	31,948	
	し尿収集人口	千人	8,242	7,727	7,197	6,871	6,528	
	コミュニティプラント人口	千人	304	302	294	286	320	
	浄化槽人口	千人	14,492	14,564	14,600	14,630	14,557	
	単独処理浄化槽人口	千人	12,383	11,822	11,415	11,018	10,543	
排出量	し尿	年間排出量	千kℓ/年	7,228	6,864	6,633	6,326	6,049
		一日排出量	千kℓ/日	19.80	18.81	18.17	17.28	16.57
		原単位	ℓ/人日	2.40	2.43	2.52	2.51	2.54
	浄化槽汚泥	年間排出量	千kℓ/年	14,631	14,625	14,535	14,554	14,486
		一日排出量	千kℓ/日	40.08	40.07	39.82	39.77	39.69
		原単位	ℓ/人日	1.49	1.52	1.53	1.55	1.58
	合計	年間排出量	千kℓ/年	21,859	21,489	21,168	20,880	20,535
		一日排出量	千kℓ/日	59.89	58.87	57.99	57.05	56.26
		原単位	ℓ/人日	1.69	1.71	1.73	1.74	1.76
割合 (一日量)	し尿	%	33.1	31.9	31.3	30.3	29.5	
	浄化槽汚泥	%	66.9	68.1	68.7	69.7	70.5	

資料：「日本の廃棄物処理 平成29年度版」(平成31年3月)

### 3 全国の生活雑排水処理の状況

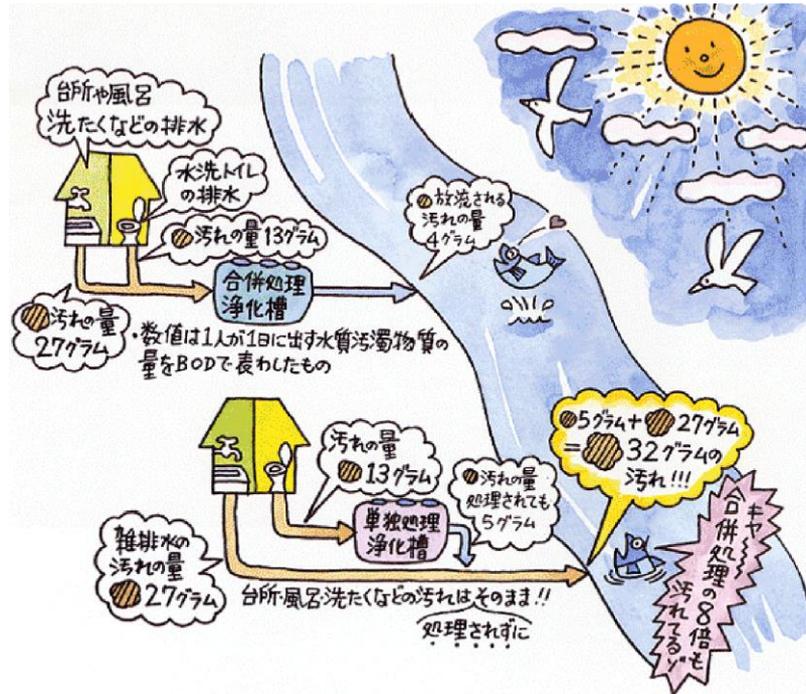
我が国における生活雑排水は公共下水道、コミュニティ・プラント、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、合併処理浄化槽等により処理され、これらの利用人口は、2018年度実績で約116,08万人(図表5.5.11より)となっています。これは、全人口に対して約91.4%程度であり、残りの生活雑排水は未処理のまま河川等に放流されています。

特に、し尿のみを処理する単独処理浄化槽は、生活雑排水が未処理のまま放流されており、河川に対する汚濁負荷量(BODで換算)は、単独処理浄化槽が合併処理浄化槽に対して約8倍であることから、生活雑排水の水質へ与える影響が大きく、水質汚濁の要因の一つとなっています。

なお、「生活排水」とは、し尿と日常生活に伴って排出される台所、洗濯、風呂などの排水をいい、「生活雑排水」とは、生活排水のうちし尿を除くものをいいます。

生活雑排水の負荷量は、生活形態等によって差がありますが、一般的には生活雑排水の発生量は、BOD負荷量で27g/人・日となっており、生活排水全排出負荷量40g/人・日のうち約70%を占めています。

◆図表 5.5.6 合併・単独処理浄化槽の汚濁負荷量

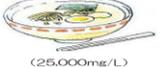


資料：環境省「快適な生活と美しい環境を守る合併処理浄化槽」

◆図表 5.5.7 生活排水の水量と汚濁負荷量の原単位

生活排水		水量 (L/人・日)	汚濁負荷量 (g/人・日)		
			BOD (生物化学的 酸素要求量)	N (窒素)	P (リン)
し尿	便所	50	13	8	0.8
生活雑排水	台所	30	} 9	} 2	} 0.2
	風呂	60			
	洗濯	40			
	洗面 その他	10 10			
合計		200	40	10	1.0

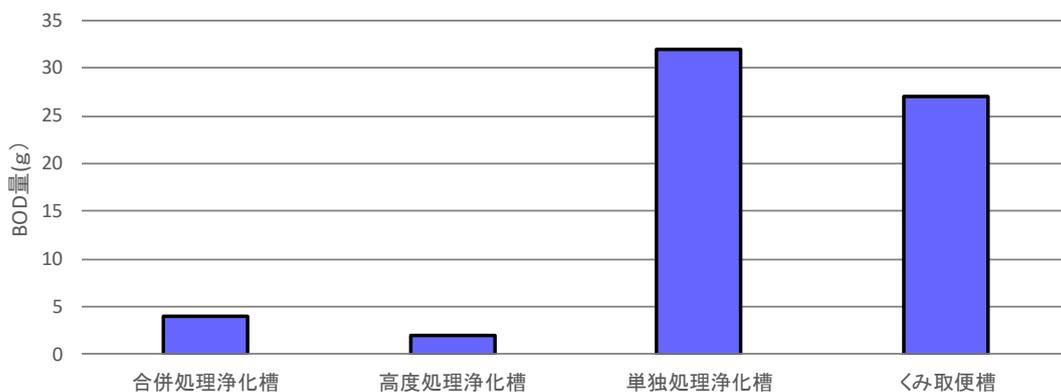
◆図表 5.5.8 くらしの中から出る汚れ

食品名 (おおよその濃度) これだけ捨てたら	コイやフナが住める水質(BOD 5mg/L)にするために必要な 水の量は風呂おけ何杯分? 	浄化槽に流入するBOD量(1人・1日) 40gの何人分に相当するか?
		浄化槽に流入する台所からのBOD量 18gに相当する食品の量はいくら?
使用済みの 美がら油  (1,500,000mg/L) 200ミリリットル	200杯分	7.5人分 12ミリリットル
牛乳  (78,000mg/L) 200ミリリットル	10.4杯分	0.4人分 230ミリリットル
ラーメンの汁  (25,000mg/L) 200ミリリットル	3.3杯分	0.13人分 720ミリリットル
みそ汁  (35,000mg/L) 200ミリリットル	4.7杯分	0.18人分 510ミリリットル
ビール  (81,000mg/L) 200ミリリットル	11杯分	0.4人分 220ミリリットル

資料：「よりよい水環境のための浄化槽の自己管理マニュアル」

◆図表 5.5.9 公共用水域に排出する BOD 量

	処理形態		公共用水域への排出量
合併処理浄化槽	し尿 13g	浄化槽 (BOD除去率90%)	4g
	生活雑排水 27g		
高度処理型浄化槽	し尿 13g	高度処理浄化槽 (BOD除去率95%)	2g
	生活雑排水 27g		
単独処理浄化槽	し尿 13g	単独処理浄化槽 (BOD除去率65%)	32g
	生活雑排水 27g		
くみ取便槽	し尿 13g	し尿処理施設	27g
	生活雑排水 27g		



資料：環境省「浄化槽管理者への設置と維持管理に関する指導・助言マニュアル」

#### 4 汚水処理人口普及率の状況

我が国における汚水処理施設の整備は、都道府県が定める「都道府県構想※」に基づいて、各地方公共団体により効率的、効果的に実施されています。2018年度末の全国の汚水処理施設の処理人口は、2017年度末に対して0.5%の増加で、1億1,608万人となっています。これを総人口に対する割合でみた汚水処理人口普及率は、91.4%（2017年度末は90.9%）となっています。

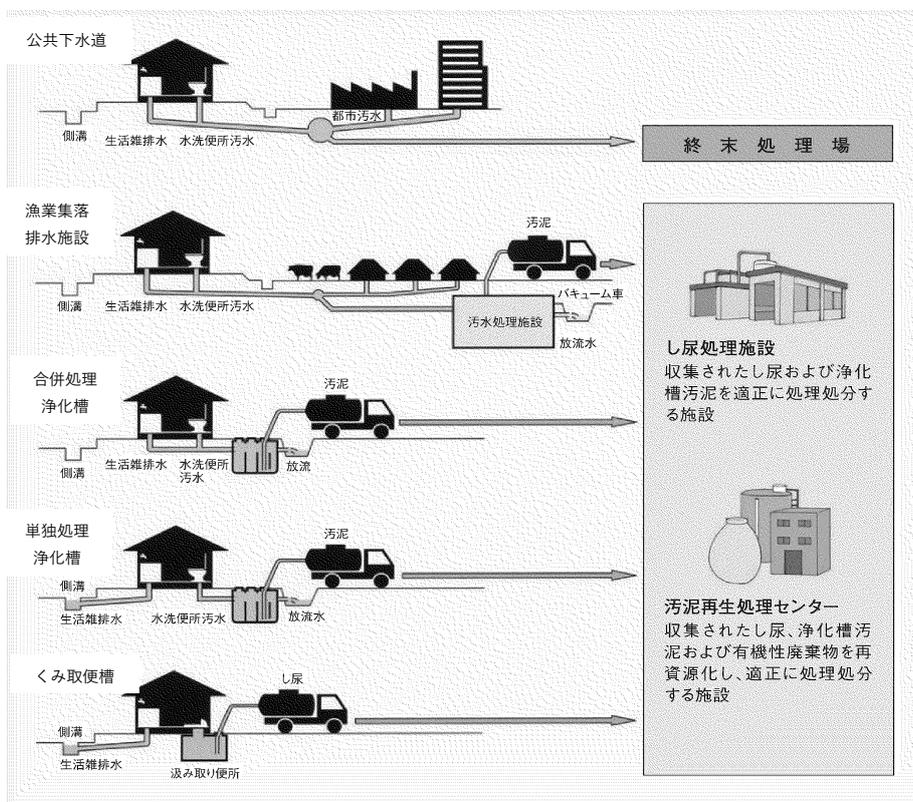
しかし、我が国における汚水処理人口普及状況は、大都市と中小市町村で大きな格差があり、特に人口5万人未満の市町村の汚水処理人口普及率は80.3%にとどまっている状況です。

また、我が国における汚水処理人口を各処理施設別にみると、下水道によるものが1億74万人、農業集落排水施設等によるものが337万人、浄化槽によるものが1,176万人、コミュニティ・プラントによるものが20万人となっています。

#### ※ 都道府県構想（効率的な汚水処理施設整備のための都道府県構想）

各市町村の汚水処理施設整備の構想に基づき、都道府県において広域的な観点から所要の調整・検討を行い、都道府県全域を対象として、事業別の整備区域、整備手法、整備スケジュール等を定めた汚水処理施設に関する総合的計画です。

◆図表 5.5.10 汚水処理システムの種類



資料 環境省「日本におけるし尿処理・分散型生活排水処理システム」

◆図表 5.5.11 処理施設別汚水処理人口普及状況

汚水処理施設名	全国の汚水処理人口 (単位:万人)		鹿児島県の汚水処理人口 (単位:千人)		いちき串木野市の汚水処理人口 (単位:人)	
	2018年	2017年	2018年	2017年	2018年	2017年
下水道	10,074	10,031	689	690	<b>10,267</b>	10,368
農業集落排水施設等 漁業集落排水施設 林業集落排水施設 簡易排水施設 を含む	337	344	41	41	<b>310</b>	307
浄化槽	1,176	1,175	587	580	<b>11,632</b>	11,561
内、浄化槽市町村整備推進事業等分	83	84	46	47	—	—
内、浄化槽設置整備事業分	611	607	413	410	—	—
内、上記以外分	482	484	127	123	—	—
コミュニティ・プラント等	20	21	5	5	<b>0</b>	0
計	11,608	11,571	1,322	1,317	<b>22,209</b>	22,236
汚水処理人口普及率	91.4%	90.9%	81.1%	80.1%	<b>79.8%</b>	78.8%
総人口	12,706	12,732	1,631	1,643	<b>27,833</b>	28,202
汚水処理未普及人口	1,099	1,161	309	326	<b>5,624</b>	5,966

※1 処理人口は四捨五入を行ったため、合計が合わないことがあります。

※2 2018年度調査は、福島県において、東日本大震災の影響により調査不能な町村（檜葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村）を除いた値を公表している。

※3 2017年度調査は、福島県において、東日本大震災の影響により調査不能な町村（檜葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村）を除いた値を公表している。

※4 福島県については、上記市町村以外でも東日本大震災に伴う避難の影響により人口が流動していることに留意する必要がある。

資料：環境省HP「報道発表資料 別添資料 平成30年度末の汚水処理人口普及状況について」

〈参考〉

汚水処理人口普及状況の指標は、下水道、農業集落排水施設等、浄化槽、コミュニティ・プラントの各汚水処理人口の普及状況を、人口で表した指標を用いて統一的に表現することについて三省で合意したことに基づくものであり、平成8年度末の整備状況から公表されています。

## 5 浄化槽普及の状況

我が国の2018年度末の汚水処理施設に係る普及人口は11,608万人（図表5.5.11より）であり、総人口（12,706万人）に対する割合（普及率）は、91.4%となっています。このうち、浄化槽の普及人口は1,176万人であり、総人口に対する割合（普及率）は9.3%となっています。

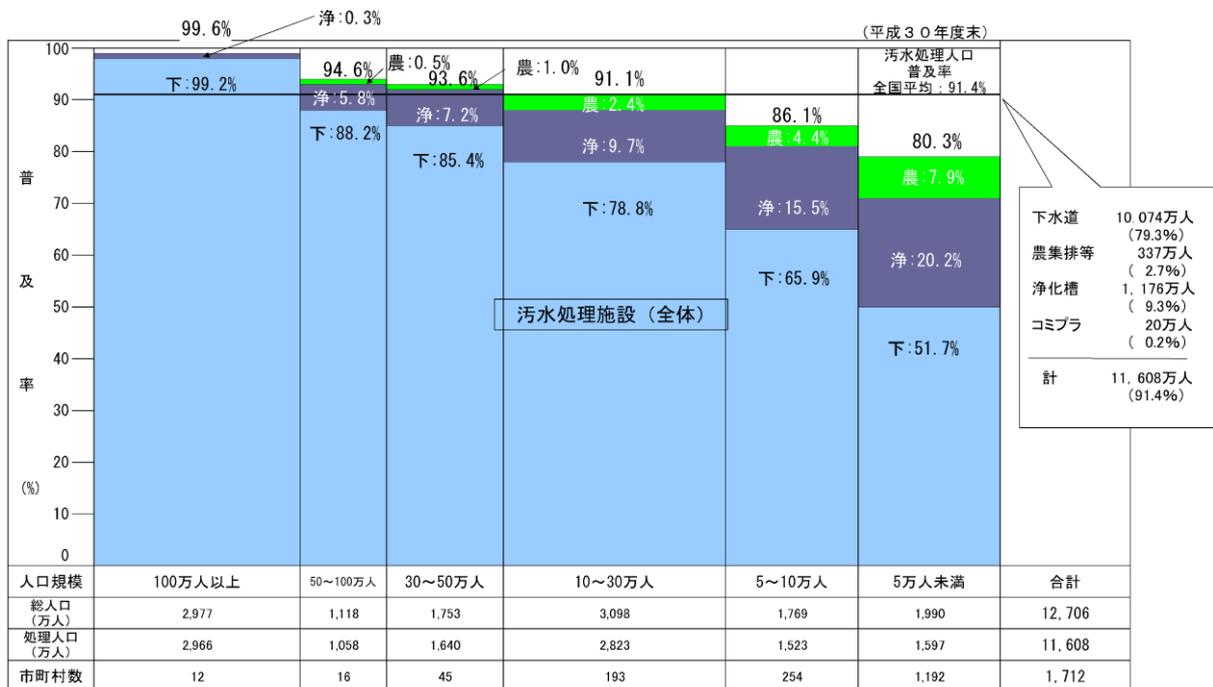
本市の2018年度末における浄化槽の普及人口は11,632人で、普及率は41.7%となっており、普及率において全国、鹿児島県ともに上回っています。

◆図表 5.5.12 浄化槽普及人口及び普及率

項目	全国		鹿児島県全体		いちき串木野市	
	2018年度末	2017年度末	2018年度末	2017年度末	2018年度末	2017年度末
普及人口	1,176万人	1,175万人	587千人	580千人	<b>11,632人</b>	11,528人
普及率	9.3%	9.2%	36.0%	35.3%	<b>41.7%</b>	40.9%

資料：環境省HP「報道発表資料 別添資料 平成30年度末の汚水処理人口普及状況について」

◆図表 5.5.13 都市規模別浄化槽普及人口



※1 総市町村数 1,717 の内訳は、市 794、町 733、村 185（東京都 23 区は市数に 1 市として含んでいます）

※2 総人口、処理人口は 1 万人未満を四捨五入しています。

※3 都市規模別の各汚水処理施設の普及率が 0.5%未満の数値は表記していないため、合計値と内訳が一致しないことがあります。

※4 2018 年度調査は、福島県において、東日本大震災の影響により調査不能な町村（檜葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村）を除いた値を公表しています。

## 5-6 生活排水処理に関する課題

本市における生活排水処理に関する課題事項を、以下に整理しました。

これまで実施してきた公共下水道事業、漁業集落排水整備事業及び浄化槽設置整備事業（補助対象事業）等により、公共用水域の水質は改善傾向にありますが、依然として一般家庭から未処理のまま流される生活雑排水などによる水質汚濁が懸念されます。

よって、さらに改善を進めるためには、公共下水道及び漁業集落排水施設への接続率の向上と合併処理浄化槽の普及促進等を図る必要があります。

### 1 汚水処理人口普及率の向上

本市の生活排水処理は、公共下水道事業や漁業集落排水整備事業及び合併処理浄化槽の設置補助、し尿処理施設の整備等により、汚水衛生処理率は、2014年度では70.2%でしたが、2018年度には76.5%と生活排水の適正処理が進んでいます。

しかし、河川等の水質汚濁の原因ともなっているし尿以外の生活雑排水については、2018年度実績で行政区域内人口の23.5%にあたる6,538人が、未処理のまま放流しているのが現状です。これについては、し尿と生活雑排水の全てを適正に処理し、公共用水域への汚濁負荷を低減させる必要があります。

また、国は農林水産省、国土交通省及び環境省の合意により汚水処理人口普及率を公表しており、2018年度における本市の汚水処理人口普及率は79.8%に達していますが、鹿児島県（81.1%）及び全国（91.4%）の実績値を下回っています。

よって、河川等の水質汚濁を防止し、快適な生活環境を形成するためにも、公共下水道区域以外の地区の生活排水処理の方策としては、漁業集落排水事業等の集合処理あるいは合併処理浄化槽等による個別処理がありますが、地理的条件や人口の密集度等の地域特性を踏まえつつ、事業の経済性、投資効果発現の優位性等を検討し、生活排水の処理を更に推進していく必要があります。

◆図表 5.6.1 汚水処理人口普及率の実績値

項 目	いちき串木野市	鹿児島県	全国
2018年度実績値	79.8%	81.1%	91.4%

※ 2018年度実績値は、「平成30年度末の汚水処理人口普及状況について」（環境省）より

### 2 公共下水道整備事業

本市の公共下水道整備は昭和61年に事業着手し、着実に整備を進めてきた結果、2018年度末の下水道処理区内人口普及率（全人口に占める供用開始された下水道処理区域内の人口の割合）は36.9%、水洗化率（下水道処理区域内人口に占める水洗化人口の割合）は91.5%に達しています。

今後は、社会経済情勢を考慮し、方向性を見極めながら下水道の整備区域や排水設備の接続世帯の拡大を図る必要があります。

### 3 漁業集落排水事業

本市の漁業集落排水事業は平成5年に事業着手し、着実に整備を進めてきた結果、2018年度末の漁業集落排水処理区内人口普及率（全人口に占める供用開始された漁業集落排水処理区域内の人口の割合）は1.1%、接続率（漁業集落排水処理区域内人口に占める接続人口の割合）は87.7%に達しています。

### 4 合併処理浄化槽設置整備事業

合併処理浄化槽の設置については、くみ取便槽及び単独処理浄化槽の切り換えなどに対し補助金を交付しているものの個人負担が大きいことから、近年、増加数が鈍化傾向にあり、さらなる汚水衛生処理率の向上のためには合併処理浄化槽の新たな支援制度の検討が必要です。

### 5 生活排水処理対策の啓発

水環境保全に対して、生活排水処理対策が果たす役割及びその効果等について広く市民に啓発し、また、台所などの発生源における汚濁負荷削減対策についても同様に啓発を行っていく必要があります。

### 6 浄化槽の適正管理の啓発

本市を流れる河川の水質は近年改善されていますが、今後も引き続き市民や事業者が定期的な清掃や保守点検を行い、浄化機能の低下を招かないよう管理していくことが重要となります。

また、浄化槽においては、浄化槽法第7条と第11条に基づく法定検査のほか、年に1回の清掃及び定期的な保守点検が義務づけられていますが、合併処理浄化槽の維持管理は所有者に委ねられているため、適切な維持管理が徹底されていないことも課題事項となっています。

よって、機能の低下による周辺環境への影響を考慮し、維持管理の実施状況の正確な把握と、適正な維持管理が行われていない浄化槽に対しては対応策の検討が必要です。

## 5-7 し尿処理に関する課題

### 1 搬入し尿等の質的・量的変動への対応

串木野衛生センターの2018年度総搬入量は35.8kℓ/日（し尿：12.4kℓ/日、浄化槽汚泥：23.4kℓ/日）で、計画処理能力58kℓ/日（し尿：33kℓ/日、浄化槽汚泥：25kℓ/日）を下回り、経年的にも減少傾向となっています。

また、浄化槽汚泥比率は増加傾向となっており、2018年度の浄化槽汚泥混入率は65.4%で、計画浄化槽汚泥混入率（43.1%）を大きく上回っています。

よって、串木野衛生センターの更新又は改修等に当たっては、搬入し尿・浄化槽汚泥の質的・量的変動に対応できる処理システムの導入について検討する必要があります。

### 2 収集・運搬

し尿搬入量は経年的に減少傾向となっており2018年度のし尿搬入量は、12.4kℓ/日であり、2014年度のし尿搬入量15.4kℓ/日から、3.0kℓ/日の減少となっています。浄化槽汚泥搬入量は経年的に増減を繰り返しながらも、微減傾向となっており、2018年度の浄化槽汚泥搬入量は23.4kℓ/日で2014年度の浄化槽汚泥搬入量24.4kℓ/日から1.0kℓ/日の減少となっています。

将来的には公共下水道や漁業集落排水施設への接続などに伴いさらに搬入量が減少する傾向となることが想定されたため、今後の排出状況を鑑みた収集・運搬のあり方を検討していく必要があります。

### 3 し尿処理施設の整備

し尿及び浄化槽汚泥を処理する串木野衛生センターは供用開始後20年を経過しており、主要設備の一般的耐用年数は10～15年とされていることから、多数の機器類が耐用年数に達しています。また、今後合併処理浄化槽が普及していくことにより、合併処理浄化槽汚泥の搬入量が更に増加していくこととなれば、適正処理が可能な範囲を超えた処理を行う必要があります。本市においては、し尿処理にかかわりの深い公共下水道に係る施策の展開がキーポイントとなりますが、し尿処理施設は本市内全戸に公共下水道が敷設されない限り必要な施設であることから、し尿処理施設は半永久的に存続するものとの前提に立って、施設の更新に向けた検討を行います。

一方、本施設を更新するに際しては、検討期間が長期に及ぶことから、今後のし尿等を適正に処理していくためには、費用対効果を踏まえた中長期の修繕計画を立案して、設備機器の計画的な補修、改造等の対応を行っていきます。

なお、施設の更新を検討するにあたっては、処理の安定性や安全性を確保するとともに、本市の財政状況や下水道の整備状況等も踏まえ、経済的かつ効率的な方法を検討します。

## 第6章 生活排水処理基本計画

### 6-1 生活排水処理に係る理念、目標

生活排水については、公共下水道、漁業集落排水施設及び浄化槽設置整備事業等による合併処理浄化槽の整備が進んでいるものの、ライフスタイルの変化や都市化の進展等により、十分に負荷が削減されてきているとは必ずしも言えません。

本来、川には魚をはじめとする水生生物の姿が見られ、泳ぎ・遊び・戯れることができるものでなければなりません。これが人の心を豊かにし、情緒を育み、健やかな子どもの成長の糧となるものであります。人は誰しも美しいものを望み、美しいものに感動します。しかしながら、近年の河川等の水質汚濁の原因は生活雑排水であると言われてるように、現実の生活の中で利便性を追求するあまり知らず知らずのうちに環境破壊の加害者となっています。

このような状況の中で、本市の生活排水処理対策として、生活排水処理の重要性を認識し適正に処理するために、公共下水道及び漁業集落排水施設の整備区域内の地域については接続を推進し、また、整備区域外の地域については、合併処理浄化槽の整備及び非水洗化及び単独処理浄化槽の家庭から排出される生活雑排水についても適正な処理を推進する必要があります。

このことから、生活排水の安定した適正処理を図り、もって生活環境の保全と公衆衛生の向上を基本理念とします。

## 6-2 生活排水処理施設整備の基本方針

生活排水を適正に処理することは、生活環境の保全と公衆衛生の向上を図り、快適な生活環境を確保していく上で、最も重要な基本的要件となっています。

本市では、公共下水道、漁業集落排水施設及び合併処理浄化槽の整備など各整備手法の特徴や地域特性に応じて、生活排水処理施設の整備に努めてきた結果、2018年度末で汚水衛生処理率は76.5%となっています。

しかしながら、単独処理浄化槽やし尿くみ取便槽など生活雑排水が未処理である人口も依然と高い割合で残っており、水環境への影響、水質汚濁に占める生活排水の割合は、未だ大きいものになっています。

このため、今後も引き続き生活排水処理の推進のために、合併処理浄化槽の整備に努めるとともに、市民、事業者の生活排水処理に対する関心を高め、水環境保全の重要性についてより一層啓発していく必要があります。

以上のことから、生活排水対策の基本として、生活排水の適正処理に関する啓発を進めるとともに、地域の生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図る上で、生活排水処理は重要であり、地域の特性、周辺環境、市民の要望、経済性等を考慮しつつ、本市の生活排水処理に係る基本理念の実現に向けて、生活排水を適正処理し、環境への負荷低減を図るための基本方針を下記のとおり設け、市民の理解を得ながら、経済的・効率的な生活排水対策を進めます。

### 基本方針1：公共下水道への接続率の向上

公共下水道事業区域内での未水洗化世帯については、公共下水道へ早期接続するように、市民に対して生活排水処理対策の必要性の啓発を行うなど、市民協力のもと進めていくことにより、身近な生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るものとします。

### 基本方針2：漁業集落排水施設への接続率の向上

漁業集落排水事業区域内での未水洗化世帯については、漁業集落排水施設へ早期接続するように、市民に対して生活排水処理対策の必要性の啓発を行うなど、市民協力のもと進めていくことにより、身近な生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るものとします。

### 基本方針3：合併処理浄化槽の普及及び適正な維持管理の推進

#### (1) 合併処理浄化槽の普及

合併処理浄化槽は、公共下水道事業や漁業集落排水施設事業の整備区域以外の地域における生活排水処理の手法として、その役割は大変重要です。

よって、今後とも、公共下水道事業全体計画区域外及び漁業集落排水事業区域外については、個人設置型の「浄化槽設置整備事業」の継続実施による市民の設置費負担軽減を図ることにより、積極的に合併処理浄化槽の普及促進に努めます。

## (2) 合併処理浄化槽の適正な維持管理の推進

合併処理浄化槽の普及の推進とともに、市民・事業者に対して浄化槽の定期的な清掃や保守点検による適正な維持管理が行われるよう指導及び周知を行います。

浄化槽は浄化槽法第7条及び第11条に基づく処理水質の検査のほか、第10条に基づく年1回の清掃及び定期的な保守点検が義務付けられています。

また、浄化槽は法に基づいた検査、清掃、保守点検の維持管理が適正に行われることにより、処理性能を維持・確保することが可能になることから、浄化槽の管理者に対して適正な維持管理の重要性や実施方法に関する周知・啓発を行っていきます。

### 基本方針4：「串木野衛生センター」の適正な維持管理の継続

本市が保有している生活排水処理に関する施設については、これまで同様に適正な維持管理を継続していく方針とします。

また、発生するし尿・浄化槽汚泥を速やかに収集し、適正に処理するとともに、串木野衛生センターについては、供用開始から20年が経過していることから、今後の処理量や質の変化に対応し、延命化や更新を踏まえた施設整備を検討します。

### 基本方針5：市民に分かりやすい生活排水処理事業の展開

発生源（台所等）における汚濁負荷削減等について啓発するとともに、生活排水処理対策が果たす役割や効果、生活排水の安定した適正処理の必要性について、分かりやすく市民に伝え、市民1人1人が水環境保全に向けた取り組みに参加できる環境を整備するとともに、利用促進について情報発信を行います。

### 6-3 し尿及び浄化槽汚泥の排出量の見込み

本計画における将来推計の方法は、各生活排水処理形態別人口の過去5年間（2014～2018年度）の実績値を基本として予測するものとします。

ただし、上位計画にて方針が固まっているものについては、これを第一優先とします。

#### 1 生活排水処理形態別人口の推計

汚水衛生処理率の向上を目標として、目標年度の処理形態別人口は次のように設定します。

##### (1) 公共下水道人口

計画処理区域内人口については、上下水道課で設定しているアクションプランの計画人口を参考にし、等差的に増加するよう人口の推計を行いました。

◆図表 6.3.1 公共下水道人口の予測値

年 度	行政区域内 人 口 予測値 (人)	計画処理区域 人 口 (人)	対行政区域 内人口 (%)	公共下水道			
				人 口 (人)	接続率 (%)		
2014 H26	実績	↑	29,470	10,827	36.7	9,593	88.6
2015 H27			29,086	10,708	36.8	9,627	89.9
2016 H28			28,569	10,511	36.8	9,469	90.1
2017 H29			28,202	10,368	36.8	9,445	91.1
2018 H30			27,833	10,267	36.9	9,391	91.5
2019	見 通 し	↓	27,773	10,192	36.7	9,336	91.6
2020			27,713	10,117	36.5	9,280	91.7
2021			27,653	10,042	36.3	9,225	91.9
2022			27,593	9,914	35.9	9,170	92.5
2023			27,533	9,786	35.5	9,114	93.1
2024			27,473	9,659	35.2	9,059	93.8
2025			27,415	9,531	34.8	9,004	94.5
2026			27,280	9,403	34.5	8,949	95.2
2027			27,145	9,275	34.2	8,893	95.9
2028			27,010	9,147	33.9	8,838	96.6
2029	26,875	9,019	33.6	8,783	97.4		